

確認項目（老人福祉施設）

確認項目		
人 員	職員の配置 （養第12条） （特第12条、第56条） （軽第11条）	・入所者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか
設 備	設備 （養第3条、第4条、第11条） （特第3条、第4条、第11条、第35条、第55条、第61条） （軽第3条、4条、10条）	・目的に沿った仕様になっているか 【目視】
運 営	運営規程 （養第7条） （特第7条、第34条） （軽第7条）	・運営における重要事項（別表）について定めているか
	非常災害対策 （養第8条） （特第8条） （軽第8条）	・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか
	記録 （養第9条） （特第9条） （軽第9条）	・処遇に関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等を記録しているか
	施設長 （養第6条、第12条） （特第6条、第12条、第56条） （軽第6条、第11条）	・施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か

入退所 (養第14条) (特第13条) (軽第14条)	・入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか ・入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種（生活相談員、介護職員、看護職員等）で定期的に協議・検討しているか
処遇に関する計画 (養第15条) (特第14条)	・入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画が立てられているか ・処遇に関する計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか ・達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が立てられているか
処遇方針 (養第16条) (特第15条、第36条) サービス提供の方針 (軽第17条)	・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか ・身体拘束等の適正化を図っているか（身体拘束を行わない体制づくりを進める策を講じているか） ・やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認をしているか
介護 (特第16条、第37条、 第57条、第62条)	・入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか
食事 (養第17条) (特第17条、第38条) (軽第18条)	・栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか
入所者の入院期間中の 取扱い (特第22条)	・概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか
緊急時等の対応 (特第22条の2)	・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに配置医師と連携をとっているか
勤務体制の確保等	・職員の勤務体制が定められているか

(養第23条) (特第24条、第40条) (軽第24条)	・サービス提供は施設の職員によって行われているか（養護老人ホームを除く） ・入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか（同上） ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか
業務継続計画 の策定等 (養第23条の2) (特第24条の2) (軽第24条の2)	・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか ・職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ・計画の見直しを行っているか
定員の遵守 (特第25条、第41条) (軽第25条)	・入所定員又はユニットごとの入居定員を上回っていないか
衛生管理等 (養第24条) (特第26条) (軽第26条)	・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3か月に1回開催しているか ・職員の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか
協力医療機関等 (養第25条) (特第27条) (軽第27条)	・以下の要件を満たす協力医療機関を定めているか ・入所者の病状が急変した場合等における相談体制の常時確保 ・求めがあった場合における診療体制の常時確保 ・入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制の確保 ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認しているか ・入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合において、速やかに再入所させることができるように努めているか

	・あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか
秘密保持等 （養第26条） （特第28条） （軽第29条）	・個人情報の利用に当たり、入所者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか
苦情処理 （養第27条） （特第29条） （軽第31条）	・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか
事故発生の防止及び発生時の対応 （養第29条） （特第31条） （軽第33条）	・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族等に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか
虐待の防止 （養第30条） （特第31条の2） （軽第33条の2）	・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知しているか ・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか ・職員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか
入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 （特第31条の3）	・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に行っているか

労務管理 (労働基準法等)	・労働基準法等関係法規は、遵守されているか
会計管理（社会福祉法人会計基準等）	・社会福祉法人会計基準等に従い、会計処理を行っているか

注１）（養第〇条）は養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の該当条項

注２）（特第〇条）は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11 年厚生省令第46号）の該当条項

注３）（軽第〇条）は軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成27年厚生省令第107号）の該当条項

注４）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりとする。

ア 「協力医療機関等」のうち協力医療機関の定めに係る事項
令和9年4月1日より適用（令和9年3月31日までは努力義務）

イ 「入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」
令和9年4月1日より適用（令和9年3月31日までは努力義務）

別表

	養護老人ホーム (養第7条)	特別養護老人ホーム (特第7条) 地域密着型特別養護老人ホーム(第59条準用)	ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(特第34条) ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第63条準用)	軽費老人ホーム (軽第7条)
運営規程	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者の処遇の内容 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 非常災害対策 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 8. その他施設の運営に関する重要事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者の処遇の内容及び費用の額 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 緊急時等における対応方法 7. 非常災害対策 8. 虐待の防止のための措置に関する事項 9. その他施設の運営に関する重要事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入居定員 4. ユニットの数、ユニットごとの入居定員 5. 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 6. 施設の利用に当たっての留意事項 7. 緊急時等における対応方法 8. 非常災害対策 9. 虐待の防止のための措置に関する事項 10. その他施設の運営に関する重要事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 非常災害対策 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 8. その他施設の運営に関する重要事項